

大阪府受動喫煙防止条例に関する附帯決議の徹底を求める意見書

2020年4月の改正健康増進法の全面施行、及び大阪府受動喫煙防止条例（以下、大阪府条例）の施行により、市内の各施設や事業所、飲食店においても原則屋内禁煙となり、望まない受動喫煙を防止する対策が推進されている。

しかし、社会情勢においては、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大、緊急事態宣言等による外出や営業の自粛要請等の影響により、飲食業や宿泊業等をはじめ多くの事業者が未曾有の経営危機に直面している。大阪府条例では2022年4月から、従業員を雇用している飲食店は、原則屋内禁煙（努力義務）が課せられるが、苦境下にある飲食店が、喫煙室を整備する余裕はない。現在求められることは規制を強化することではなく、かつての活気を取り戻すことである。

加えて、府は条例制定時の附帯決議「公衆喫煙所や屋外喫煙場所等の整備を積極的に行うこと」に基づき、屋外分煙所モデル整備促進事業を進めているが、喫煙所の設置実績は郊外エリアに偏っており、住民喫煙者・非喫煙者から本当に必要とされている駅前や商店街等では整備が進んでおらず、これは住民サービスに対する公平性欠如にもつながる。

よって、府においては、下記事項を実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 岸和田市内において附帯決議の通り十分な公衆喫煙所や屋外喫煙場所の整備を積極的に促進すること。これには地方たばこ税を有効に活用すること。
- 2 附帯決議に定められた事項が十分実施され、飲食店への経営影響懸念や屋外の環境悪化に関する懸念が解消されるまで、2022年4月より導入される「従業員を雇用している飲食店は原則屋内禁煙（努力義務）」の施行を延期すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

岸和田市議会